

一般財団法人福岡市教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福岡市教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員及びその親族の生活の安定と福利厚生を増進を図り、もって福岡市における教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福岡市が行う事務事業の受託
- (2) 会員及び会員の親族に対する共済事業
- (3) 会員の臨時の支出に対する貸付事業
- (4) 前2号に定めるもののほか、会員の福利厚生に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人に会員を置く。

2 福岡市立の高等学校、特別支援学校、小学校又は中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（任用の期限を付さない者に限る。）、実習助手、事務職員（スクールソーシャルワーカーを含む。）及び学校栄養職員（次に掲げる者を除く。）をもってこの法人の会員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員
- (3) 一般財団法人福岡市職員厚生会の会員

3 前項の規定にかかわらず、この法人に採用された職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）は法人の会員とすることができる。

第4章 資産及び会計

(財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うための財産は、次のとおりとする。

- (1) 運用財産
 - (2) その他の財産
- (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員の設置)

第10条 この法人に評議員6名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から195条の規定に従い評議員会において行う。

- 2 評議員は、会員の中から選任するものとする。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の承認
- (4) 会員の掛金
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長又は副理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長又は副理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があった場合には、理事長又は副理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について評議員（その事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人の 2 人が前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 11 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長、2 名以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、これを兼務することができない。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法人法上の代表理事とし、この法人の業務を統括する。

3 副理事長は、法人法上の代表理事とし、理事長を補佐する。

4 常務理事は、法人法上の業務執行理事とし、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(事務局及び職員)

第31条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

第8章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び収支予算書の決議及び変更
- (5) 決算の承認
- (6) 予算をもって定めるもののほか、新たなる義務の負担、又は権利の放棄に関する事項
- (7) 規則、規程等の制定、廃止及び変更に関する事項
- (8) その他、この法人の運営に関する重要な事項で、理事長が必要と認める事項

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、その通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を

経ることなく開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事（その事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散、残余財産の処分)

第 41 条 この法人は、財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 雑則

(公告)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(委任)

第 44 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(設立時評議員)

- 1 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。

遠入哲司
馬場慎一
岩元真佐代
桑野剛史
野田美佐子
北村淳子
永島諭史
上田真也
渡邊美紀

(設立時役員)

- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事
星子明夫
岡崎正登
藤田英隆
廣松文徳
杉山幸人
鈴木康則
福井一弘
由良隆生
佐々木秀仁
設立時代表理事
星子明夫
岡崎正登
設立時監事
吉谷龍太
南美加
藤野祐一

(事務所)

- 3 この法人の主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

福岡市中央区天神1丁目10番1号

(設立者及び財産の拠出)

- 4 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 福岡市立学校職員互助組合理事長 星子明夫
住 所 福岡市中央区天神1丁目10番1号
財 産 金銭
価 額 300万円

以上、一般財団法人福岡市教職員互助会を設立するため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。なお、この定款に規定しない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成 31 年 4 月 1 日

設立者 福岡市立学校職員互助組合理事長 星子明夫